

ギャンブル等の のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は病気です。特定の行動をコントロールする脳の機能が弱くなり、自分の意思ではやめられない状態になってしまっています。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまうたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等ののめり込みによる借金と思われる場合、ギャンブル問題に詳しい医療・相談機関（全国の保健所・精神保健福祉センター等）に相談の上、借金返済の相談を進めましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

■問い合わせ先

全国の保健所・精神保健福祉センター

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>



- ・(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725
- ・(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327
- ・GA(ギャンブラーズ・アノニマス)【当事者】 046-240-7279
- ・ギャマノン【家族・友人】 03-6659-4879

依存症の基礎知識や具体的な
取組みなどは厚生労働省の
ホームページをご覧ください。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

厚生労働省 依存症

検索

貸付自粛制度について

- 浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入りを自粛する制度です。
※申告できるのは原則ご本人のみです。
- 日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。



■問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051 (ナビダイヤル)
<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

0120-540-558 (フリーダイヤル)
03-3214-5020 (携帯電話・PHSから)
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



家計のお悩み 相談してみませんか？



借入れ・ローンの返済などにお困りの方、
こちらのリーフレットをご覧ください

 **金融庁**
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手を出さないで。

正規の貸金業者とは、国(財務局)・都道府県
で貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会WEBサイト
https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、 毅然とした態度で、 無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることとなります。



もし被害にあってしまったら 一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



お住まいの各市区町村でも相談を受け付けています

詳しい連絡先は金融庁の
ホームページなどをご覧ください。

URL:<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



金融庁 多重債務

検索

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口	082-221-9206
広島県生活センター(消費生活課)	082-223-6111
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の 連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス広島	050-3383-5485
広島弁護士会 紙屋町法律相談センター(面談相談) 予約受付 毎日 9時30分~16時 相談 毎日 10時10分~16時25分 夜間(水のみ) 17時30分~19時30分 相談料 40分 6,600円(消費税込) ※法テラスの民事法律扶助による無料相談可	082-225-1600
広島司法書士会	082-221-5345
広島司法書士会総合相談センター	082-511-7196

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
広島司法書士会	082-221-5345
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240

■ 法テラスについて ■

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

お住まいの市区町村でも相談を受け付けています。

広島市	広島市消費生活センター 火曜日を除く毎日(祝日も対応)	082-225-3300
呉市	呉市消費生活センター(月~金)	0823-25-3218
竹原市	竹原市消費生活相談室(月~金)	0846-22-6965
三原市	三原市消費生活センター(月~金)	0848-67-6410
尾道市	尾道市消費生活センター(月~金)	0848-37-4848
福山市	福山市消費生活センター(月~金)	084-928-1188
府中市	府中市消費生活センター(月・火・木・金)	0847-43-7106
三次市	三次市消費生活センター(月~金) ※ただし、水曜日は相談員は不在	0824-62-6222
庄原市	庄原市消費生活センター(月~金)	0824-73-1228
大竹市	大竹市消費生活センター(火・金)	0827-57-3236
東広島市	東広島市消費生活センター(月~金)	082-421-7189
廿日市市	廿日市市消費生活センター(月~金)	0829-31-1841
安芸高田市	安芸高田市消費生活相談窓口(火・木)	0826-42-1143
江田島市	江田島市消費生活相談窓口(月~金)	0823-43-1843
府中町	府中町消費生活相談コーナー(月~金)	082-286-3128
海田町	海田町消費生活相談コーナー(月~金) ※ただし、相談員の勤務は木曜日のみ	082-823-9219
熊野町	熊野町消費生活相談窓口(月~金) ※ただし、相談員の勤務は月・水曜日のみ	082-820-5636
坂町	坂町消費生活相談窓口(木)	082-820-1535
安芸太田町	安芸太田町消費生活相談所(月~金)	0826-28-1973
北広島町	北広島町消費生活相談室(木)	0826-72-5571
大崎上島町	竹原市消費生活相談室 (町相談日以外の月~金)	0846-22-6965
	大崎上島町消費生活相談窓口 (奇数月の第1金)	0846-65-3123
世羅町	世羅町生活安全相談窓口(月~金)	0847-22-1111(代)
神石高原町	神石高原町消費生活相談窓口(月~金)	0847-89-3088

※年末年始は休み。

※祝日は休み(広島市以外)。